

鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第15条第2項で規定する制限付一般競争及び一般競争入札（以下「制限付一般競争入札等」という。）以外の入札方式である指名競争入札又は随意契約を行う場合に、入札又は見積に参加する者の選定について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）及び入札規則で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例による。

(指名業者の選定)

第3条 発注機関は、指名競争入札に参加する者を指名するときは、入札規則第16条又は第17条で規定する応募条件を具備するものの中から、別表に定めるところにより採点し、原則として、その点数による順位が上位20位までの者を指名業者として選定する。

2 発注機関は、次の各号のいずれかに該当するとして資格審査委員会（以下「委員会」という。）の承認を得た建設工事の指名業者の選定については、前項に定める方法によらない方法で行うことができる。

- (1) 災害復旧や適期施工等のため速やかに発注する必要があるもの
- (2) 特別の技術を要する建設工事又は特別の理由のある建設工事
- (3) 前項に定める方法によると、指名業者の選定が特定の建設業者に偏るおそれがあるとき
- (4) 県外に本店を有する者（準県内業者を除く。）を指名する場合で、第3条第1項の採点により選定することが出来ない場合

(不指名)

第4条 発注機関は、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第2007000191955号）第4条の規定に基づき資格停止等を受けている者を指名業者に選定してはならない。ただし、同要綱別表第1又は別表第2に掲げる措置要件に該当する事案が発生した場合でも、当該事案について資格停止等が行われるまでの間は、当該事案に係る応募者を指名業者に選定して差し支えないものとする。

2 発注機関が委員会の議を経て公共工事の受注者としてふさわしくない状況にあると認めた者は、その状況が改善されるまでの間、指名業者に選定しないことができる。

3 発注機関は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該有資格者が第3条第1項本文の規定により採点した点数の最も高い者である場合を除き、当該指名競争入札の指名業者に選定してはならない。

- (1) 有資格者（その取締役を含む。次号において同じ。）が当該指名競争入札において指名を予定している他の有資格者（以下「指名候補者」という。）の議決権保有者（総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 有資格者が指名候補者とともに同一の会社の議決権保有者であるとき。
- (3) 有資格者の取締役（会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下この号及び次号において同じ。）が指名候補者の取締役を兼ねているとき。
- (4) 有資格者の取締役が指名候補者の取締役とともに同一の会社の取締役を兼ねているとき。
- (5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合で発注機関が認めるものに該当するとき。

(指名審査等)

第5条 指名業者の選定に当たり、当該建設工事を所管する課長は、当該選定の案を委員会に付議し、その承認を得て指名業者を選定する。

(指名通知等)

第6条 発注機関は、指名業者を選定された有資格者に対し、その旨、入札の日時その他入札に参加するのに必要な事項を通知する。

2 指名業者名及び選定理由については、落札決定後に発注機関の掲示板又は入札情報HPに掲示するものとする。

3 指名業者を選定されなかった有資格者は、発注機関に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。

4 発注機関は、前項の規定により有資格者から説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により当該有資格者に回答するものとする。

(随意契約に係る見積書を提出する者の選定)

第7条 第2条から第6条までの規定は、県が発注する建設工事の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。

ただし、見積書を提出する者の数については鳥取県会計規則に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年5月10日以降に開札又は見積り合わせを行う建設工事から適用し、同日前に開札又は見積もり合わせを行う建設工事については、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成28年3月22日以降に開札又は見積り合わせを行う建設工事から適用する。

附則

この改正は、平成29年4月1日以降に開札又は見積り合わせを行う建設工事から適用する。

別 表

指名競争入札に係る採点基準

【採点項目と配点】

評価項目	受注額	工事成績	企業経営	地域点	資格停止 (減点項目)	合計点
配点	30	30	10	30	0	100

【各評価項目と評価方法】

評価項目	評価方法	配点
受注額	$30 \times (1 - \text{県工事受注額} / \text{県工事平均受注額又は「生産指標額} \times k1\text{」})$ (マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。) (1)生産指標額の上限額、係数k1及び県工事平均受注額の上限額は、県土整備部長が別に定めるものとする。 (2)県工事受注額(分子)は、3月22日からその翌年度の3月21日の間(以下、「算定期間」という。)に落札した同一の発注工種の落札額(年割額が設定されているもの(ゼロ県債、ゼロ国債を除く。以下同じ。))は調達公告で指定する年割額)の合計額とする。 ①算定期間以前に落札決定を行ったが、算定期間の4月1日を始期とする年度に年割額が設定されているものはその年割額を当該算定期間の受注額とする。県工事受注額(分子)は、当該年度に落札した同一の発注工種の落札額の合計額とする。 ②年割額設定工事は、契約締結をして年割額が確定するまでの間は、調達公告に掲げる当該年度の支払限度額を落札率で乗じた金額を受注額とする。(小数点未満の端数は切り捨てる。) ③法面処理のうち法面一般、法面植生工、法面保護工及び落石防止網工はこれらの合計額を受注額とする。(アンカー工は別とする。) ④緊急応急対応として各総合事務所長、各県土整備事務所長、鳥取港湾事務所長、鳥取空港管理事務所長、東部生活環境事務所長又は東部農林事務所長が出動要請したものを除く。 ⑤受注者の責めに帰すことができない理由により契約解除が行われた場合、その他県土整備部長が必要と認めた場合は、必要と認めた額を受注額の対象外とする。 ⑥トンネル工事の受注額は上記①、②に関わらず落札決定を行った算定期間の受注額とし、上限額を設定する。 上限は、過去5年間で的一般土木工事の1件当たりの最大受注額相当(2億円以上のトンネル工事を除く。)とし県土整備部長が別に定める。 ⑦受注額の下限値は、マイナス30点とする。 ⑧基準日は開札日の前日の数値とする。 (3)入札参加資格者は県工事平均受注額か生産指標額$\times k1$(分母)のいずれか一つを選択することとし、年度途中での変更は認めない。(翌年についても県工事平均受注額か生産指標額$\times k1$のいずれかを選択する。) (4)県工事平均受注額(分母)を選択する場合は、過去3年間の工種別県工事年間受注額(落札金額)の平均値とする。 (例)平成29年度の入札に使用する県工事の過去3年間 1年目 平成25年度に受注した金額 2年目 平成26年度に受注した金額 3年目 平成27年度に受注した金額	30点

- ①債務負担行為及び継続費等の年割額設定工事(平成27年12月7日以降に調達公告した0県債、0国債は除く)は、当該年度の支払予定額とする。
- ②法面処理は法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工及びアンカー工の合計額とする。
- ③契約解除等により県工事受注額(分子)の対象外とした県工事受注額は除く。
- ④緊急応急対応も県工事平均受注額(分母)に含める。
- ⑤PC工事を土木一般の入札参加資格で受注した場合は土木一般に含める。
- ⑥トンネル工事で受注額の上限額を設定した工事は、上限額を越えた受注額を除く。
- ⑦受注額は税込み額とする。
- (5)生産指標額×k1(分母)を選択する場合の生産指標額は、次の表の第1欄に定める事業年度ごとに第2欄に定める額を当該事業年度ごとの第3欄に定める割合で乗じ、当該乗じた額の合算額を3で除し、除して得た額を同表第4欄に定める割合で乗じた額とする。(千円未満を切り捨てる。)

対象営業年度	対象金額	完成工事高割合	発注工種割合
入札参加資格の申請直前の直近3営業年度(当該申請直前に3営業年度を有しない入札参加者にあつては、その当該申請直前の全ての営業年度)	「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」の合計額(当該申請直前の営業年度の期間が1年に満たない入札参加者にあつては、当該期間(1月未満は1月とする。)を営業月数で除して得た額に12を乗じて得た額)	各営業年度の売上高の総額に対する完成工事高の総額の割合	当該申請直前の直近3事業年度の平均完成工事高に対する当該発注工種に係る平均完成工事高の割合

- ①法面処理は法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工及びアンカー工の合計額を完成工事高とする。
- ②PC工事を土木一般の入札参加資格で受注した場合の完成工事高は土木一般に含める。
- ③準県内業者は、上記で算出した額に地方税法第72条の48第1項の規定により事業税の課税標準額を関係都道府県に分割する場合における当該課税標準額の総額に占める鳥取県分の課税標準額の割合(開札日の属する年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日の間にその終了の日が属する事業年度において適用する割合とする。)を乗じて得た額とする。
- ④上記で算出した額が0となる入札参加者は、当該発注工種及び同格付等級の中で生産指標額が最低の者の額とする。
- ⑤トンネル工事の受注額(分子)について上限額設定の適用を受けた工事については、完成工事高から上限額設定により控除された額を除くものとする。
- ⑥上記で算出した額が別に定めた生産指標上限額を越える入札参加者は、上限額とする。
- (6)共同企業体として入札に参加する場合は代表者の受注額を評価対象とする。
(以下、共同企業体として入札に参加する場合は代表者のデータを評価対象とする。)

工 事 成 績

0.3× 入札参加者工事成績 (小数点第2位未満切り捨て)

30点

- (1)入札参加者工事成績は、当該工事に係る当該入札参加者の会社工事成績をいう。
- (2)県工事における同一工種の会社工事成績の3年間の平均値とする。(小数点第1位未満切り捨てる。)
- (3)上記3年間に受注実績がない場合は対象期間を最長5年まで延長する。
- (4)上記の5年間に受注実績がない会社の場合、会社の工事成績は大部分の会社における工事成績の最小値とし、毎年更新する。

	＊「大部分の会社における工事成績の最小値」は、「工事成績の平均値－2×標準偏差」とする。 全ての発注工種について最小値は同一点数となる。 (5) 法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工は法面処理として同一の発注工種とみなす。 (6) 各年の平均値及び対象期間の平均値については、それぞれ小数点第1位未満を切り捨てる。 (7) 工事成績は、下記のいずれかの建設工事検査規定等に基づき工事成績が決定されたものを対象とする。 ①鳥取県建設工事検査規程(昭和46年内訓第2号) ②病院局建設工事検査要綱(平成18年4月1日付第200500136899号鳥取病院局長通知) ③企業局建設工事検査規程(平成17年鳥取県企業局内訓第200500006739号) (8) 建築一般、電気工事、管工事については、県外業者との共同企業体で施工した工事成績は対象外とする。 (9) 各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。 例) 平成29年度の総合評価に用いる3年間の工事成績平均点 1年目 平成26年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 2年目 平成27年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 3年目 平成28年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事	
企 業 経 営	10×(入札参加者の経営事項審査総合評定値(以下総合評定値という。)-同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限值) / (同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の上限值-同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限值)) (小数点第2位未満切り捨て) (1) 対象となる総合評定値 開札日が属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値とする。 (例) 平成29年度の場合は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間を審査基準日とするもの。 (2) 前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者については前年度の10月1日から前年度の12月31日までを審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。) (3) 前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定が行われた建設業者又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。) (4) 各発注工種及び各格付毎の総合評定値の上限值、下限値は、県土整備部長が別に定める。	10点
地 域 点	工事箇所と本店所在地の地域点は、発注工種に応じ下記のとおりとする。	30点

【土木関係工事】

発注工種：土木一般、プレストレスト・コンクリート、港湾工事、とび等一般、交通安全施設、法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工、アンカー工、鋼構造物一般、鋼橋、舗装一般、アスファルト、しゅんせつ工事、区画線工、造園工事、さく井工事

区 分		本 店 所 在 地				
		鳥取	八頭	中部	米子	日野
工 事 箇 所	鳥取	30点 (22.5点)	7.5点	0点	0点	0点
	八頭	7.5点	30点 (22.5点)	0点	0点	0点
	中部	0点	0点	30点 (22.5点)	0点	0点
	米子	0点	0点	0点	30点 (22.5点)	7.5点
	日野	0点	0点	0点	7.5点	30点 (22.5点)

○鳥取：鳥取県鳥取県土整備事務所の所管区域

（鳥取港湾事務所及び鳥取空港管理事務所の所管区域を含む。）

○八頭：鳥取県八頭県土整備事務所の所管区域

○中部：鳥取県中部総合事務所の所管区域

○米子：鳥取県西部総合事務所米子県土整備局の所管区域

○日野：鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局の所管区域

(1) 工事箇所と本店所在地が同一の所管区域の場合、工事箇所と本店所在地が同一の市町村の場合は30点とし、本店所在地が工事箇所以外の市町村の場合は22.5点とする。

(2) 工事箇所が市町村をまたがる場合は、工事箇所として複数を指定する。

【営繕関係工事】

対象発注工種：建築一般、建築解体、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル等工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装一般、防水工事、内装一般、畳工、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

区 分		本 店 所 在 地				
		鳥取	八頭	中部	米子	日野
工 事 箇 所	鳥取	30点	30点	0点	0点	0点
	八頭	30点	30点	0点	0点	0点
	中部	0点	0点	30点	0点	0点
	米子	0点	0点	0点	30点	30点
	日野	0点	0点	0点	30点	30点

(1) 所管区域は土木関係工事の所管区域と同一とする。

※ 地域点の基準日は開札日の前日とする。

資 格 停 止 (減点項目)	資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減点する。 <table><tr><td>資格停止期間</td><td>点数</td></tr><tr><td>1 月以上 3 月未満</td><td>－ 2 点</td></tr><tr><td>3 月以上 6 月未満</td><td>－ 4 点</td></tr><tr><td>6 月以上</td><td>－ 6 点</td></tr></table> (1)資格停止期間とは鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919555号鳥取県県土整備部長通知)の規定による入札参加資格停止期間とする。 (2)基準日は開札日の前日の数値とする。 (3)下限値は設けないものとする。	資格停止期間	点数	1 月以上 3 月未満	－ 2 点	3 月以上 6 月未満	－ 4 点	6 月以上	－ 6 点	0点
資格停止期間	点数									
1 月以上 3 月未満	－ 2 点									
3 月以上 6 月未満	－ 4 点									
6 月以上	－ 6 点									
合 計		100点								